

市民と市長の対話集会

第112回

タウンミーティング記録集



平成29年8月5日(土曜日)

会場 市民センター

時間 午前10時～正午

東村山市

○開催内容

平成29年8月5日（土）午前10時、市民センターにおいて、「タウンミーティング」を開催いたしました。24名の方にご参加いただき、ご意見をうかがいました。

○会場アンケート結果（住所地・年齢・性別について）

アンケート用紙は会場入り口で配付し、うち23枚を回収しました。

・アンケート回答者の住所地

恩多町	6人
野口町	4人
本町	3人
その他市内	9人
未記入	1人
合計	23人

・年齢

20代以下	2人
30代	2人
40代	1人
50代	1人
60代	6人
70代	5人
80代以上	5人
未記入	1人
合計	23人

・性別

男性	18人
女性	4人
未記入	1人
合計	23人

○開催情報

●対象 市民の方（在勤・在学の方含む）

●申込み 申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

（手話通訳・要約筆記が必要な方は、開催日の1週間前までに

FAXまたは電話またはEメールにてご連絡ください）

連絡先：東村山市役所 市民協働課 電話/(393)5111 fax/(393)6846

Eメール/kyodo@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

開催日	会場	時間
平成29年10月21日（土）	多摩湖ふれあいセンター	午前10時～正午

タウンミーティング記録（概要）

会場での発言内容は発言要旨を記録し、個人名は伏せさせていただきました。

【市長あいさつ】

皆さま、おはようございます。本日はお忙しいところ、また、大変暑い中にもかかわらず、本町、市民センターでの対話集会、タウンミーティングによるご参加いただきました。また、常日頃は市政推進にあたりまして、市民の皆さまにはご理解・ご協力をいただいておりますことに改めて感謝を申し上げたいと思っております。

つい先だって、東村山市の空堀川で生まれたばかりの赤ちゃんが捨てられていたという、ちょっとショッキングなニュースがありました。ただ、地域の周辺の方が連携して救出し、一命をとり止めたという報道があったばかりでございます。市長としても大変残念な事件であるとともに、周辺の住民の皆さまが連携して大切な命を救われたということに非常に感動したところでございます。どんな理由で生まれたばかりのお子さんを捨てられたのかわかりません。非常に残念でなりません、市としては妊娠期から母子の支援をする、そのような事業も行っているところでございまして、そうしたところがまだ行き届かなかったのかということ、その点につきましては市長としても非常にショックを受けております。いろいろな背景があろうかと思いますが、やはり安心して産み育てやすい東村山市をつくっていくことがこれからも大事なことではないかなと思ったところでございます。

この対話集会、ほぼ1ヶ月に1回程度、13町各町を回らせていただいて、それぞれの地域の課題、それから市政全体に対するご意見・ご要望等を承って、もう早いもので回を重ねて112回目ということになりました。なかなかすぐにはできることはむしろ少なく、聞かせていただいてどういうふうな解決していったらいいのかということで、頭を痛めることも多々ございますけれども、タウンミーティングでいただいたご意見は市役所にも持ち帰って、担当課とも問題を共有しながら、予算措置が必要な部分、中長期的に解決を図らなければならない課題等もございますし、ストレートな解決には結びついていない場合もありますけれども、いただいたご意見の60～70%ぐらいに対しましては、何らかの対応を取らせていただいているところでございます。

本日も様々な問題・課題について皆さまからご指摘をいただいて、より良い東村山になりますようにがんばっていきたいと考えております。限られた時間ですけれども、忌憚のないご意見をいただければと、そのように思っているところでございます。本日は司会を本町2丁目にお住まいのSさんをお願いしております。司会のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます。冒頭のごあいさつに代えたいと思います。

【会場でのご意見】

～みんなが快適に暮らせる、活力と魅力にあふれたまち～ について

◆3・4・27号線（さくら通り）について

（秋津町 Sさん）

久米川東小とスポーツセンターの間は、8～9割通っているところがあるが、意地悪で柵がある。どこが権限を持っているか知らないが、できたところだけでも通すようにしてほしい。

◎ 市長回答 ◎

Sさんのご指摘の道路は、都市計画道路のさくら通りのところですよ。スポーツセンターの先ということで、スポーツセンターから久米川町1丁目の野行通りまでずっと事業を進めてきたところですが、残念ながらあと1軒のお宅とまだ交渉中ということでございます。だいぶ交渉の詰め段階にきているのではないかなと思っております、できるだけ早期に解決できるようにご理解をいただくよう、これからも進めてまいりたいと考えております。

実は、スポーツセンターからまだ止まってしまっているお宅までの間については、今年の3月から一部供用を開始させていただいています。逆に秋津側、野行通りからこちらのほうに向かってくるところについては警察ともだいぶ協議をしたのですけれども、あそここのところから迂回する道路について安全性等の問題があって、あちらについては供用開始を認めていただけなかった経過がございます。

そういう意味でいえば、一日も早く、やはりまだ交渉が成立していないお宅に対して何とか早期にご理解いただけるように努力することが市としては最善と考えておまして、先ほど申し上げたようにとにかく早いうちに解決できるように努力していきたいと考えております。

完成しているところだけでも通すように、できないところはしょうがないが、通れるのにわざわざ回って通らなければならない。

（秋津町 Sさん）

◎ 市長回答 ◎

まあ本当に心苦しい限りです。市としてもせっかく道路を築造しておりますので、できれば皆さんに早く通っていただきたいのですけれども、行き止まりになってしまって、その先の要するに左右に振るところの安全が、通学路の関係もあるものですから、警察のほうでなかなかOKがいただけない状況ということで大変ご迷惑をおかけしております。

繰り返しになりますが、何とか早く用地交渉を成立させるように努力してまいりたい、そのように考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

◎ 用地課より ◎

残る権利者との用地折衝を続け、先般合意に至り、東村山市土地開発公社との間で契約締結となりました。今後すぐに全線開通という運びになりませんが、平成31年3月末の工事完了を目指し、鋭意取り組んでまいります。

◆市内の道路整備について

(恩多町 Sさん)

バス通りの歩道のないところをどうにかしてほしい。相手があることなので無理やり広げるわけにいかないという市のほうの気持ちもわからなくはない。予算の関係とかもあると思うが、バスや大きな車も通るので、市長のお考えを。

◎ 市長回答 ◎

ご指摘のところはバス通りの恩多街道と言われているところのことだと思います。これも一部都道であったり、一部市道であったりということがありまして、都道の部分につきましてはこれまでも東京都に歩道設置のお願いをして、例えば野火止小学校の周辺等にバスベイを設けていただくなどの取り組みをしております。ただ、まだ一部青葉町に至るあたりで歩道が未設置なところもあつりますので、今後も東京都に対しまして歩道設置について粘り強くお願いをしております、このように考えております。

◆市役所通り沿いの都営住宅跡地の使途について

(本町 Nさん)

本町出張所の消防署から税務署への歩道の整備が少し軟弱じゃないかと思っている。それから、街灯を設置されるような計画はないか。もしなければ、いつごろの検討をされているのか。これからのことになるのか、その辺を聞きたい。

◎ 市長回答 ◎

本町出張所から税務署にかけてのいわゆる市役所通りの北側の通りということになります。今、現状として具体的なプランがあるわけではないのですが、本町出張所の北側の旧13都営の跡地、これは東京都の土地ですが、当時、本町北ブロックの開発が行われた際に、将来、市と協議をしてどのようにこの跡地を利用していくかということについては検討しようということになっておりまして、その後もかなり時間が経過しております。市としましても、市の中心部分にあれだけの広大な公有地があるので何らかの活用をしていきたいということで、今、市役所の中では東村山市センター地区整備構想検討会議というのを立ち上げまして、今後の中心部に必要な都市機能というのがどんなものがあるのかを整理しながら、東京都の土地ですが、13都営の跡地についてどんな活用をするかということ、今後、徐々に検討していこうとしているところでございます。

それと13都営の跡地で何らかの土地利用をすれば、道路づけの問題も当然出てまいりますので、そこに合わせて今後も歩道設置等を考えてまいりたいと考えております。ただ、街灯について、もし暗いというようなことがあれば、具体的に後ほど教えていただいて所管のほうには伝えてまいりたいと考えております。昨年度、市内の市が管理している街路灯についてはLEDに切り替えられた際に若干増設した箇所もございます。市ではだいたい25～30mおきぐらいには街灯をつけているのではないかと思います。かなり距離が離れてしまっていて、暗い箇所があるということであれば今後検討させていただきたい、そのように思っております。

◆第4次総合計画について

(久米川町 Sさん)

東村山市の第4次総合計画で様々な分野、施策があると思うが、市長が最も取り組んでいきたい、実現したい施策は何か。

◎ 市長回答 ◎

順を追って話をさせてください。東村山市ではほぼ10年単位ぐらいの長期計画、総合計画の策定をし、それに基づいてまちづくりを進めるというサイクルでこれまで進んでいます。第4次総合計画は平成23年度からスタートしまして、23・24・25・26・27で前半が一応終了しまして、28年度から後期基本計画期間というふうに言われています。前期と後期でどこが違うかと言いますと、基本的な考え方は同じなのですが、状況として第4次総合計画を作って策定した直後に、実は東日本大震災が起きたりというようなことで、前期の計画の中でも当然対応としては震災対策というのはやってきましたけれども、計画そのものの中に東日本大震災のような大きな災害があったという記載はありませんで、そのことを踏まえて後期ではより災害に強いまちづくりをすすめるというのが大きな特徴になっています。

それと、前期の計画を策定している時にはまだ東村山市は人口が増えていたところですが、後期になってからは実は人口が減少している現状を踏まえまして、いかに多くの方々に住みたいまち、住み続けたいまちとして選ばれるようになるかということが第4次総合計画後期基本計画期間の中の大きな課題となっています。

そういう意味では災害に強いということは当然なのですが、東村山市の場合は先ほどSさんからご指摘ありましたように、例えば道路に歩道が未設置だったり、あるいは大きな幹線道路が未整備だったりということで、そうしたことが当市としての魅力や活力を大きく阻害していることから、今、後期の最大のテーマとしては、やはりハード面での基盤整備をしっかりと進めていく。とりわけ、都市計画道路、それから東京都の事業になりますけれども、それに合わせて西武鉄道の東村山駅周辺の連続立体交差事業を進めさせていただいているところです。そのことを通じて、災害に強い、そして平時でも安心して車も歩行者も通行できるようなまちをつくることで市民の安全・安心、それから経済活動の活性化等を図るということ、今、大きな、いの一番の課題として取り組ませていただいています。その他、地方創生ということで、地元の産業振興や東村山市内に働く場、雇用を作っていくことで人口減少の克服をしようというようなことを進めさせていただいています。

3点目としまして、子育てあるいは福祉ということで、安心してお子さんを産み育てやすい、あるいは高齢や障害のある方にとっても安心して住み続けられるまちをつくることで、住みたいまち・住み続けたいまちとっていただけるような東村山になるような取り組みをしているというような状況でございます。大きくいうと、今、申し上げた基盤整備、産業振興、そして子育てや福祉の充実ということが、安倍総理の3本の矢ではありませんけれども、今、東村山市の第4次総合計画後期期間で一番力を入れて進めている点というふうに言えると考えております。

◎ 行政経営課より ◎

東村山市第4次総合計画後期基本計画（計画期間平成28年度～32年度）は、「住みたい・住み続けたいまちの実現」をテーマとし、前期基本計画期間に引き続き、将来都市像「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現を目指しています。

特に「住みたい・住み続けたいまちの実現」の為に東村山ならではの「くらし・働き・訪れる場」としての個性と、その価値をさらに高めることで、「まち」をつくることで「ひと」が集まる、「ひと」が集まることで「くらし」が生まれる、「くらし」が生まれることで「まち」がつけられる」という、「まちづくりの好循環」を創出していくことが重要です。

そこで、後期基本計画では、「まちの価値の向上」、「ひとの活力の向上」、「くらしの質の向上」の3つの視点から、①都市基盤整備、②産業振興、③子育て支援、④高齢者福祉、⑤安全・安心、⑥自然環境の6つの分野を中心に、各施策・事業の重点化を図っています。

◆都市計画道路について

(秋津町 Sさん)

先ほど質問されていたことで、駅前からスポーツセンター、秋津に向かって道路を造っているが、おそらくあそこが開通したら相当、人の動きも交通政策もかなり変わると思う。そのあたりで、私の過去の経験からもどんどん変わっていく中で、お金をかけて計画するより、やりながら決める。九州でも東北でもあちこちボランティアで支援しているが、相当変わる。例えば今、支援している福島県広野町あたりも駅前からボランティアでやっている。やはり地元からいろいろ意見が出るが、プロの専門家を入れてやるのと、地元の意見を聞いてやりながら物事を決めていくのと2つに分かれた。今の都市計画道路が最終的にできた段階で、どのような状態になるかということをおお程度頭に入れて周辺の開発を考えていかないと、また似たようなことが起きるんじゃないかと思う。その点について、どのようにお考えか、お聞かせ願いたい。

◎ 市長回答 ◎

ご指摘のとおり、さくら通りが全線開通すると、本来さくら通りは東村山駅から西武池袋線の秋津駅に入って行く道路なのですけれども、とりあえず今、事業をしている久米川町1丁目の野行通りまで抜けるだけで、今度は東村山駅と新秋津駅がほぼ直線になってつながるようになります。今までは東村山駅のほうから秋津方面に行こうとすると、さくら通りをスポーツセンターのところから一回、鷹の道に出て、青葉町のところをぐるっと回っていくというかたちになっていたわけなのですけれども、そうした迂回を取らないで真っ直ぐずっと行けるようになりますから、秋津町と東村山駅が直線距離としては非常に近くなって、より行き来がしやすくなることになります。

合わせて、見づらくて恐縮ですけれども（地図を示しながら説明）今お話があったのはこの通りになります。3・4・11号線と言って青葉町の多摩北部医療センターの間を通過している道路、今バス通りまでしかできていませんが、これも今、鋭意、東京都のほうで事業を行っていただいて、久米川町1丁目あたり、今ちょうど用地交渉させていただいているお宅の付近がちょうど交差点になる予定になります。そうすると、東村山駅から新秋津駅まで行きやすくなりますし、東久留米市の市場のほうから多摩北部医療センターを通過して、最終的には二チレイで府中街道にぶつかる2つの大きな道路のクロスするところが野行前橋の少し西側になってきます。何分、今この辺は殆ど農地なのですけれども、先ほど申し上げたように農業を続けていただけるのであれば、それはそれでぜひお続けいただきたいと思いますが、何らかの土地活用を考えられるということであれば、非常にポテンシャルが高くなってきます。今、市では新たな道路ができるのに合わせて、周辺の用途地域や容積率の見直しを地区計画と合わせて立てて、その土地活用を有利に進められるように計画をしているところでござい

ます。今後、東村山駅西口の3・4・9号線、それからこれも東京都が行っている府中街道のバイパス3・3・8号線から駅の高架の下を抜けて野口町のほうに至る3・4・10号線、いくつかの道路事業がこれから市で行われます。これらにつきましても今後、事業の進展と合わせて、幹線道路の周辺、道路の沿道から20mぐらいのエリアにつきましても用途や容積を見直して、高度利用や商業系あるいは先ほどお話のあった事業系の活用ができるような用途転換を順次進めていく、そんな考え方で今まちづくりを進めさせていただいております。

◎ 都市計画課より ◎

①市では、既成市街地の機能更新等を効果的かつ円滑に進めるため、都市計画事業等の進捗状況に応じ、適時適切に用途地域、建ぺい率・容積率等を見直すこととしています。またこれらの変更にあたっては、都市機能の更新、都心居住の推進、住環境の保全など地区の課題にきめ細かく対応し、地域の特性に応じためざすべき市街地像を実現するため、必要な事項を原則として地区計画に定めることとしています。なお、都市計画道路等の整備に伴う用途地域等の変更は、供用開始の時期等を捉え、適切に見直しを行うこととしています。

②用途地域については、下記の市ホームページでご覧いただくことができます。

トップページ→市政情報→まちづくり・都市計画→都市計画→土地利用【用途地域等】

<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/machi/toshikeikaku/tochiriyou.html>

③地区計画については、下記の市ホームページでご覧いただくことができます。

トップページ→市政情報→まちづくり・都市計画→都市計画→地区計画

<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/machi/toshikeikaku/tikukeikaku.html>

◆準工業地域の土地利用について

(秋津町 Sさん)

ホームページの中で今回のタウンミーティングのテーマが1つ上がっていて、準工業地の再利用とか、有効利用。都市計画はおそらく市の10年単位の構想と絡んでいると思うが、何かそこについて他のほうから企業誘致とか、また新たに市で別途、いろんな特殊建築物を建てるのか。準工業地は幅広く使えるというメリットはあるが、使い方によってはあまりよろしくない状況が生まれる可能性もあると思うので、市長の意見をお聞かせ願えればありがたい。

◎ 市長回答 ◎

当市の用途地域につきましては、もともと農村地帯から急激な都市化をして住宅地として発展してきたという歴史をもっておりますことから、市内に工業専用地域はございません。工業系としては準工業地域があるのみということですが、今、Sさんがおっしゃられたように準工につきましては工場も建てられますけれども、住宅も建てられるということでございまして、もともと工場が建っていた周辺に準工業地帯でも住宅が建ち、やれ騒音の問題だとか、あるいは臭気だとかで、結果として様々な周辺対策を講じないと操業ができないというような状況です。実は止むを得ず市外に出て行かれるケースというのも後を経たないということがあり、用途地域として準工業地帯としながらも、なかなか準工業地帯での住宅建設について、いろいろな面で抑制がかけられないということに、私どもも苦慮しているのが実情でございます。

今後、ある程度まとまった準工地帯の用地につきましては、農地であるケースが実はかなりございまして、そこにつきましてはやはり相続等でどうしても売却しなければならないというようなケースがあるわけですが、その場合にもできるだけ住宅系ではなく、工業系の建物が建設できるように我々としてもそこはしっかり地権者である地主さんとこれからよく協議をしながら、万が一の相続の場合にどうということをお考えなのか、あるいは営農を続けていただけるならそれはそれで良いのですが、もし途中で営農ができない場合にどのような土地活用を考えておられるのか、そこは十分検討していきたいと考えております。

先般、行われました廻田町での区画整理事業で、浄水場の北側エリアでもともと農地だったところを区画整理しまして、そこはだいたい3分の2ぐらいが住居系の用途で3分の1ぐらいが準工なんです。準工地域についてはしばらく地主さんがそのまま保有して、できれば工業系のところに売却を考えていきたいというようなことをおっしゃっていただいておりますので、先ほど市としてこれから産業振興が非常にポイントだと申し上げましたけど、やはり準工の中にはしっかりと永続して工場等が操業できる企業系の活用ができるように、それを都市計画の面からもしっかりとサポートできるように努めていきたい、そのように考えております。

◎ 都市計画課より ◎

①当市では、「用途地域に関する指定方針及び指定基準」により、準工業地域について、工場と住宅が混在しており、住工の調和を図りながら、都市型工業や地場産業などの育成を図るべき区域、又は住環境の保護を図りつつ工業の立地を図る区域、流通関連施設などの立地を誘導する区域等と定めています。

②用途地域については、下記の市ホームページでご覧いただくことができます。

トップページ→市政情報→まちづくり・都市計画→都市計画→土地利用【用途地域等】

<http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp/shisei/machi/toshikeikaku/tochiriyous.html>

◆西武鉄道高架下の利用について

(野口町 Tさん)

先ほど市長から産業振興、基盤整備という東村山市の非常に壮大な計画について話があったが、今現在、高架化事業をやっている。今年3月だったと思うが、高架下の利用をしなければいけないので、検討に入るというような新聞記事を読んだ。鉄道事業者の業務に支障のない限り、この計画であれば高架下の利用が認められるというのが現状の法律だと思うが、高架下の利用の検討会というのが発足したのかどうか、仮に発足していればどのような進捗状況になっているのか、お聞きしたい。

◎ 市長回答 ◎

現状、高架下の活用につきましては、まだ具体的に西武鉄道との交渉のテーブルにはついておりません。まだどこに道路を造るかという段階です。基本的には、高架下は鉄道事業者の用地になりますので、大部分は西武鉄道が活用を考えるということになります。ただ、高架事業につきましては市もかなり巨額のお金を拠出して事業をやります。事業費全体の約12%出しますので、高架下の用地についても無償で15%ほどは市が活用することができます。

ただ、どこの部分を市が活用するかというのは、かなり鉄道事業者とギリギリの折衝をする交渉事

となってまいります。やはり駅の改札に近ければ近い方ほど価値が高く、駅から遠ければ遠いほど価値が低くなる。そのせめぎ合いで市がどこの部分を確保していくかということになります。先行して行われている、例えば練馬区の石神井公園、これは池袋線の高架の事業ですけれども、一番メインの高架下についてはやはり西武鉄道が活用して商業施設等を入れたりして、その隣接するところに練馬区が一部駐輪場等の公共活用をされているというような状況です。ただ、高架下に駐輪場を入れるのかどうかというのは当市ではまだ決めたわけではありませんし、今後、どういう活用が市の発展に資するのかということは十分広く市民の皆さんからもご意見をいただきつつ、最終的には西武と議論を重ねていくということが大事と考えているところでございます。

検討会発足はいつごろになるか。

(野口町 Tさん)

◎ 市長回答 ◎

実は事業の進捗にもよりますが、平成33年ぐらいを目途にということで、現状では高架下の問題については西武鉄道も具体的にどういう活用を考えられているのか、まだ話ができる状況ではないようです。先ほど申し上げたように、今は東西のどの辺に道路を抜かせていただけるのかということをや西武鉄道と協議をさせていただいているという状況です。

◆沢の堀の遊歩道利用について

(秋津町 Sさん)

これから秋になって散歩したいが、秋津には散歩道路がないので、沢の堀の散歩道路をできるだけ早く工事を進めていただきたい。

◎ 市長回答 ◎

秋津の皆さんには沢の堀の上を歩けなくなってしまった状態が続いているということで、大変ご迷惑をおかけしております。沢の堀もいわば湧き出た湧水を流す用水路で、恐らく昭和30年代ぐらいに玉石を積んで護岸を整備して、その上にコンクリートの蓋をかけて、そこが言わば遊歩道的に活用されてきた経過があるのですが、その蓋が老朽化してちょっと危険だということが判明したことから今、通行止めさせていただいています。その後、護岸を調べたところ、昭和30年代に作った玉石での護岸が洗掘といって相当えぐれてしまっている状況が判明しまして、早く護岸の整備をしないとどんどん沢の堀の近隣のお宅の下のほうに水が流れ込んで、重大な影響をもたらす危険性がありますので、市としても何とか早期に護岸整備をして、再度また歩けるようにはしたいと考えていますけれども、ご案内のとおり、川幅が非常に狭くて重機が入れないので、今、どのような工法を用いれば沢の堀の護岸工事ができるかという検討をしているところでございます。

それから今後、沢の堀につきましては、まず市としては安全第一ということで護岸工事をして、それからできるだけ早期にまた再び歩けるように蓋だけをする考えで今、設計を進めているところでございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますと考えております。今年の秋とかはちょっと無理なので、そこはご理解いただければと思います。

◎ 道路管理課より ◎

沢の堀に関しては、今年度護岸改修に向けた詳細な設計を行っており、平成30年度以降に順次護

岸改修工事を行う予定です。その中で、沢の堀の交通に関しましても検討を行い、利用形態を協議しているところです。

◆車いすでも安心して通行できる道路を

(萩山町 Sさん)

仕事を終えて今、家で母と暮らしているが、母が車いすに乗るようになった。町でも車いすや電動車いすの人をよく見かける。最近、道路を整備してくださってありがたいが、東村山駅前結構整備してくれてもバスが通って、道幅がないからというのもあるかもしれないが、車いすで通ろうと思うとちょっと怖いということが多々ある。また、本町から久米川駅に行くところも、坂の部分が斜めになっていて、車いすが斜めになるのを支えながら、ちょっとの距離だが上がったたり下がったりすることもある。車いすで外に出た時にもう少し安心して普通に動けるような道路づくりが、細かいところまでできていただくとありがたい。

◎ 市長回答 ◎

今、市として基盤整備に、非常に力を入れさせていただいているということは、先ほど申し上げたとおりです。当然、健常者の方だけではなくて、障害者の方にとっても安心して安全に通行できる、そのような道路づくりを進めていくということが非常に大事と考えております。

ただ、市内の歩道を一挙に拡げていくことはなかなかできませんので、まずは都市計画道路部分につきましてはそうした歩道の設置等を進めてまいりたいと考えております。

その他、危険箇所と思われるところにつきましては、障害の種別によっても、車いすの方や、あと逆に視覚障害者の方からは何にもバリアがないと自分がどこにいるかわからないというようなことがあります。当然そこを両立させていくにはどうしたらいいのかということをやはり考えながら、着実にまちづくりを進めさせていただきたいと考えております。

特にこの箇所というところがあれば、後ほどお聞かせいただければと考えております。

◎ 都市計画課より ◎

都市計画道路の整備にあたっては、幅員等、車いすの方などに配慮した設計を行っていく方針です。

◆東村山駅西口開発のその後について

(野口町 Sさん)

西口の開発の件で地権者としてお話を聞きたい。前市長が開発を始めたと思うが、ちょうど今年で10年経つが、西口の道路が全然動いていない。私も10年、年を取ったことから、どうなっているのかを聞きたい。高架がどんどん進んでいるが、道路が中途半端でいつも終わってしまっている気がする。それは地権者がいるからなかなかできないと思うが、進んでいるのかどうか。10年経って節目なので、その辺できちんと聞きたいと思って参加した。

◎ 市長回答 ◎

Sさんにはいち早くご協力をいただきながら、その後の進展がないということで、大変ご迷惑をお

かけして、時間が経ってしまっていて本当に心苦しく思っているところでございます。ご案内のとおり、西口の区画道路、その延長としての都市計画道路3・4・9号線につきましては一番駅寄りのところを保有されていたお宅で今回相続が発生されて、実はまだなかなか地権者の方と十分に協議が進んでいる状況ではございません。ただ、こういう言い方は大変失礼かもしれませんが、土地の場合は相続のようなことがないとなかなか動かないことも往々にしてございますことから、今後、市としても何とか1日も早く開通に向けて見通しが立てられるように、精力的に用地折衝を行ってまいりたいと考えているところでございます。もう少しお時間をいただければと考えているところでございます。

◆適切な税の徴収と執行について

(野口町 Tさん)

タウンミーティングは地域の課題ならびに市政についてのご意見ということで、できる範囲で参加し、市長の貴重なご意見を賜っている。私がよく質問しているのは、適正な税の徴収ならびに執行ということで、度々お願いしている。去年の暮れあたりでは道路を勝手に占有している業者が見受けられるということがあるので、そういうことを。つい最近では(市役所横の)踏切を渡った先に、長谷工が大きなマンションを造ったが、借り囲いの脇に空堀川に沿って道路があるが、いわゆるカラーコーンで道路を占有している。適正な徴収ということで、いわゆる税務担当の人間に現地をよく見ていただきたい。見ていないから本来取るべき税金を取っていないというのが実態として表れている。それと執行ということに関しては、まずここで市長のタウンミーティング。市長の鳴り物入りでやったことだと思うが、出られない時は極力ホームページで見ているが、記録集が4月15日の109回までで議事が終わっている。今回で112回になるわけだが、そのあとの110回、111回がアップされていない。4月15日のものが6月21日にアップされている。2ヵ月経っている。普通、民間では考えられない。記録を取っていると最初にあったが、業務として何もやっていない状態。我々市民から見ると、市民協働課の怠慢ではないか。税金を払っている我々としては、記録集を出すということでお話をいただいて、タウンミーティングに出られない時は読んで、そこで渡部市長の意見を見ているのだから、市民協働課の怠慢。民間からすると何も仕事をしていないのと一緒。1週間もあればできるはず。先ほど市長が言ったように、すぐできることは少ないかもしれないが、事実としてテープを録って、写真を撮って、現実にやっている。これが1週間以内にできないこと自体がおかしい。我々民間で仕事をしていたものからすると、これはいわゆる働いている職員の怠慢。引いて言えば、税のまともな執行がされていない。逆の言い方では税金の無駄遣い。我々民間から言わせると、税金を払わなくていいという結論になる。そういうことが顕著にタウンミーティングとかでも適正な徴収ならびに執行がなされていないというのが現状ではなかろうか。市長もこの議事録を読んでいるかわからないが、逆の言い方をするとそれを読んでいないから関係部署に適正な指示がなされていないのではないか。

◎ 市長回答 ◎

税の適正な徴収と執行ということで、一つは道路占有についてのご指摘をいただきました。長谷工のマンションで空堀川沿いの側道を不法に占有していたのではないかとのご指摘です。確認はしてございませんので、今の段階では何ともお答えできませんが、空堀川の側道については恐らくご指摘のところは市の管理ではなくて、東京都が管理している河川に付随した道路ではないかなと想像され

ます。

今後、我々としても赤道と言われる昔の馬入れとか、一間とか二間ぐらい、180～360cm幅の道がございまして、これは市の土地にはなっているのですが、長いこと、そのままそこを不法占有されている方も中にはいらっしゃるしやったりしているので、これにつきましては全て測量させていただいて整理をし、場合によっては不法占有されている方に買っていただくというようなこともさせていただいております。工事関係や何かお気づきの点があれば、確かに市役所が現地をしっかりと確認しなければならないのですが、なかなか回らない部分もありますので、今後、お気づきの点があれば、道路管理課にご一報いただくとありがたいなと思っております。

それから、適切な税の執行ということで、Tさんには以前にもタウンミーティングの記録集についてのご指摘はいただいております。最近はいろいろな文明の利器はあるのですが、残念ながら市の場合は原則テープで録音したものを手起こしというか、耳で聞いたものを文字に起こすという作業をだいたいどこの所管でもやらせていただいておりますことから、なかなか1週間ぐらいではテープ起こしはきかないという状況がございまして。今、様々な議事録については要約で良いのではないかなというような庁内議論もさせていただいて、テニオハまで全て明確にするというよりは、要旨がある程度伝われば用が足りるというものについては簡略化して、できるだけテープ起こしの時間を短縮して、議事録を早期に発行するような取り組みもさせていただいているところでございまして。

議会の議事録も今だいたい2ヵ月程度かかっていることから考えると、タウンミーティングの議事録が極端に遅くて担当課が怠慢しているというふうには私は考えてございません。また、今後タウンミーティングだけではなく、いろいろな附属機関で会議録を録って、これを公にしなければならない責務が行政にはございましてことから、できるだけその時間を短縮できるように創意工夫をしましてまいりたい、このように考えております。

2ヵ月が適正か。

(野口町 Tさん)

◎ 市長回答 ◎

適正とは考えておりませんが、先ほど申し上げたように、当市で一番重い意味合いを持つという意味では議会の議事録がございまして。議会の議事録につきましては速記者がついて会議録の速記を全部取っていますけれども、先ほど申し上げましたように、発行はだいたい2ヵ月から次の定例議会の期間中というサイクルが現状でありますので、そこから見ると極端に遅いとは思っていないということでございます。

それと先ほどの長谷工のマンション建設の道路占有の関係ですが、ただ今メモが入りまして、空堀川の側道は全てが東京都のものではなくて、一部、市のところもあって、そこについては今回長谷工からも占有許可願いが出ていたそうです。ただ、コーンを置かれた場所が市のところなのか、東京都のところなのか、ちょっと今のお話だけでは確定はできないので何とも言えないのですが、先ほど私は全部東京都の土地のように申し上げましたが、一部、市のところがあってそこについては道路占有許可願いが出ているという状況だそうでございます。お詫びをして訂正させていただきます。

◎ 道路管理課より ◎

空堀川側道については、一部が市道となっております。

現地確認をしたところ、カラーコーンが置かれているところは、市に寄附される予定ですが、現在事業主により開発事業中の道路後退予定部分（セットバック）でした。

今後、市に寄附された後に道路上に不法占用物が確認できた場合は、適宜管理者による指導をしてまいります。

～みんなでつくる安全・安心とうるおいを実感できるまち～ について

◆今後のごみ処理について

(秋津町 Sさん)

秋水園のごみ焼却場の建て替えの件について、市民に細かく説明していただきたい。

◎ 市長回答 ◎

秋水園の建て替えとおっしゃいましたが、今、秋水園を建て替えるかどうかということすら、決定はしておりません。

ほとんど、骨子ができているじゃないか。

(秋津町 Sさん)

◎ 市長回答 ◎

いや、できておりません。今、それを議論している最中で、次のごみ処理のあり方について検討会を立ち上げて、専門家とか公募市民を入れて検討しています。ほぼ検討会での考え方がまとまった時点で市のほうに提言をいただくことになっておりまして、その提言を踏まえて、市としては今後のごみ処理のあり方についての方針を定めます。その時点で、市としてきちんと市民の皆さんに説明をし、意見をいただいていく。そういうことで、それから基本計画を作り、基本設計というステップに入っていきますので、まだ市民の皆さんに説明できる材料ではないと。ですので、今は検討会でご意見を議論していただいているという段階だということで、来年ぐらいになれば我々が地域にお邪魔して、皆さんに説明をしてご意見をいただくこととなります。ということで、ご理解をいただければと考えております。

◎ 施設課より ◎

平成28年度より、ごみ処理施設のあり方検討会では、ごみ処理施設の基本方針の策定に向けた検討として、単独処理及び広域処理に関する検討、新しいごみ処理施設の目指すべき方向性、施設整備用地、新しいごみ処理施設整備スケジュールなどの検討を行っています。

検討会では、本年度、検討内容や議論を整理し、最終報告書を作成していく予定ですが、市は、その最終報告書を踏まえて、ごみ処理施設の基本方針を策定する予定です。

基本方針策定に際しては、広く市民の皆さまにご説明する機会を設け、丁寧に取り組んでまいりたいと考えています。

◆農業振興策について

(諏訪町 Kさん)

私は東村山出身、東村山で育って、一時期東村山を出て、また戻ってきて農業をやりたいと八国山農園というブランド名で活動中。市長もご存じだと思う。私は農家の生まれではないが農業を志した。東村山で生まれたので東村山でやりたいと思って産業振興課に行ったら東村山で農地を貸して下さいと言ったが、やっていないと言われた。それが4年前。なぜかと聞いたら、市街化調整区域に入っていて生産緑地は貸したりできないという法律があって、そもそも貸したりはやってませんと。近隣の所沢市や埼玉県等ではやりたいという人と農地が余っている人とをつなげる農地循環管理機構を設置しており、農地バンクでそれをつなげていく、新しい担い手につなぐようなシステムが既にできている。ところが東村山だけじゃないが東京都内は遅れていて、市街化調整区域だからできないというのが今までの法律だったが、昨年、自民党の小泉さんが活動して、そういうのをこれから都市農業として活用していこうということで、いよいよできるようになった。貸したりできるよということになったが事例がないということで、それなら一番最初の事例になったらいいじゃないかと産業振興課には言ったが、まあそうですねぐらいなので、ぜひこれを進めていただいて、やる気のある若手の担い手と農地をつなげるような政策を進めていただきたい。いくつか農業委員に知り合いがいるので話を聞いたところ、持っているが3年ぐらいかかるんじゃないかという話で、実は3年後には東京オリンピックがある。東京オリンピックで私は東村山産のオーガニック野菜を作ってオリンピックの選手たちあるいは観光客に食べさせたいと思って活動している。4年前に借りられないということで東村山市の農家さんに弟子入りして、そこで活動して、自分のブランドを作ってあちこちに売りに行ったりして、それなりにインターネットで知名度が挙がってきているところだが、実際的に私自身が「農家」として東村山に登録することは法律的にできない。条例的にできない。制度がまだあってないので、そこらへんの打開点を開きたいと思っている。現在、仕方がないのでちょっと離れたところの埼玉県の奥地に土地を借りて、そこまで通勤して作って持ってきて売っている。本当は東村山産のほうが良い。中間管理機構的な、いわゆるつなげるシステムを作って、農業の振興を図る。東村山の特徴として農地として優れている部分は都心圏から30分、40分で来られる。この利点を活かして、今後、日本全体の高齢化、少子化になっていくので担い手が減っていく。先の話で10年後20年後30年後の東村山の産業の1つとして、農業はあるんじゃないかなろうかと思って今から活動を開始していこうと。私たちが死んだあとの子どもたちのことを考えると空き家の問題もあるが、高度経済成長ですと畑はみんな家になってきたが、今は空き家になってきている。じゃあ空き家になったらまた畑に戻せばいいという発想があってもいいんじゃないかと思っている。東村山が持っている利点というのは自然がある、農産物がおいしい等々で押しているが、入りたいところに家が入れないのは一つの壁として感じて、3年間きている。実際に売っているという立場から話している。マルシェ久米川にも出店しているが農協に入っていないと出せないという縛りがある。それはなんでということだが、私はたまたま弟子入りしているから出ているが、農協に入るには30アール以上農地がないと入れない。29アール以下の人、小さい規模の方は農協に入れないので、自動的にマルシェ久米川にも出せないという条項がある。例えば10アールぐらいで東村山でやっている農家さんはマルシェ久米川に出られないので、それを何とかした方が良くはないか。せっかく東村山でおいしい野菜を作っているのに出られないので宣伝できないとか、売れないのは勿体ないんじゃないか。あそこは農協単体でやっているのは十分わかるが、市役所職員、市役所の備品等を使ってやっているのだから、市役所職員は市

民の税金で動いてらっしゃるので、そういうことをやってほしい。観光業にも関係している。八国山の近くの菖蒲の横に田んぼがあるが水遊びをするという話を聞いている。公園の管理課と農地所有者で水を止められちゃったりするので、やめた方がいいんじゃないか。今時、なぜそんなことをしているのか。菖蒲田に回す水と田んぼに回す水が堰き止められたり、掘ったり、また堰きとめたり、あほらしい。観光資源として良い場所なのでやった方がいいのではないかというのが僕の意見。

◎ 市長回答 ◎

Kさんからは農業関係で3点ほどご意見ご質問をいただきました。1つは、遊休農地の貸し借りを市が間に入ってコーディネートできないのかということであります。市街化調整区域とおっしゃいましたけれども、東村山市は市街化調整区域はほんのごく一部で、全部市街化区域の農地ということになるので、農地法の適用ではなくて、全て都市計画制度の生産緑地という位置づけになりますので、先ほどおっしゃったようないろいろな縛りが逆にあるという状況ですが、そこがだんだん生産緑地法も見直されたり、いろいろな形で都市農業を持続、継続できるような法的な設計を行いつつあるので、市としてもできるだけ東村山市の農地を残していきたい。やはり農地があることで単に生産物をそこで作るというだけではなくて、環境面や防災面、様々な多面的な機能が農地にはございますことから、できるだけ農地が存続できるように後押しをしたいと考えております。

その中で、生産規模を拡大したいとおっしゃられる既存農家の方ももちろんいらっしゃいますし、日本の場合、新規に農家をやりたいというのは実は様々な障壁があって、なかなか農業に新規参入するのは非常にハードルが高いのですが、法人で生産法人等ですと、生産緑地でもかなり農地の確保ができるような枠組みができてきていますので、今後、市としても農地をできるだけ残す観点から、貸してもいいよというような遊休農地についてどういうふうな仕組み、枠組みを作っていけるか、できるだけ早期にそういったことは整理を進めていきたいと考えております。

それから、マルシェ久米川で農協に入らないと出店できないという回答だということなのですが、必ずしも農協に入っている方だけではないと私は認識しております。というのは、商業者で加工品を売っていらっしゃる方もいるので、ちょっと行き違いがあるのか、ちょっとそこは私も詳しく承知しておりませんが、確認を取らせていただきたいと思います。おっしゃられるように、市の事業で行っているもので農協さんにはもちろん大変お世話になっているのですけれども、農協に入っていることが絶対条件ではないのではないかと思います。ただ、今の段階ではちょっとどういうルールになっているのか確認して、できるだけ多くの出店者があつたほうが市場として、マルシェとしては賑わいが形成できるのではないかな、そのように私としては思っていますが、所管の考え方もあると思いますので、そこは確認をさせていただきます。

それから、北山公園の水遊びということでご指摘いただきました。もともと北山公園は田んぼで、西武園線の北側のほうにも若干まだ田んぼが残っていて、水利権としてはやはりもともと既存の所有者であった農家の田んぼのほうで水をまず確保していただく。その後に、当市が水を買い受けるということになるのですけれども、前は北川から一部水を汲み上げていたりしたこともあったのですが、北川の水量が全体的に非常に少なくなってきたことから、北山公園の菖蒲田にとっても水の確保ということが結構課題になっていて、別に江戸時代みたいに争っているわけではないと思いますけれども、もしかすると多少、農家の皆さんと若干行き違いがあるのかもしれないので、そこは限られた資源を有効に活用するとともに、市として北山公園に必要な水につきましてはもともとしょうちゃん池に水をプールしてそれを全体的に循環させるというような考え方の公園づくりを進めてきた時期もありますので、あそこの園内にはまだ農家の方もいらっしゃいますし、また、公園については希少生物が

かなり確認されていることから、希少生物にも一定の水量を確保しなければならないということ。それから、菖蒲については連作障害があるので、最長でも10年ぐらいに1回は田んぼの水を締めて、植え替えをしなければならないという課題がありますので、そういったことを整理しながら、皆さんが何とか*Wín-Wínになれるような関係づくりをこれからも進めていきたい。具体的にどこかで水のことでお困りの地主さんがいらっしゃるということであれば、個別にお話を聞かせていただければと考えております。

※Wín-Wín…双方が利益を得られるようになるという形態。

◎ 産業振興課より ◎

東村山市はほぼ全域が市街化区域に指定されており、農地法での貸借は借り手が優遇されている制度のため、農地所有者は貸した農地が戻ってこないなどの懸念から市街化区域での農地の貸借は難しい状況にあります。一方、所沢市などの市街化調整区域では、貸し手の不安を解消し農地の貸借ができる農業経営基盤強化促進法に基づく貸借が可能となるため、生産規模の拡大や新規就農がしやすくなっています。

なお、都市農業振興基本法が成立したことに伴い、都市農地の貸借を可能とする制度をつくる動きがでてきており、今後は当市においても農地の貸借が可能となる可能性があります。現状では安心して農地の貸借できる法制度が整っていない状況です。

次に、マルシェ米川の出店について、実施要領には「販売者は自ら生産した農産物を自ら販売する市内農業者及び市内で生産された農産物を原料とし加工・製造する市内の者で、製造販売に必要な許可を得た者とする。」と記載されており、農協に入ることが条件ではありません。また、農協に確認を行いました。30アール以上などの指定はないとのこと。

◆空堀川の流木被害について

(恩多町 1さん)

以前タウンミーティングで空堀川の樹木の件が出ていたと思うが、あの意見を聞いて出かける時にあちこちの川を見て歩いたが、多摩川とか大きな川のところには確かに堤防の内側に樹木は植えてあるが、空堀川のようなあんな狭いところであれだけ長い距離にあれだけの本数が植えられている川というのは稀有。あってもちょっと。最近、洪水の時を見ると流木の問題が非常に多く出ている。大岱小のあたりは時々洪水になるということで提案だが、一度、専門家、下水関係などの方の意見を聞かせていただきたい。植えた方は緑化という自然環境の維持ということが念頭にあって植えられたんだと思うが、当時、今のような雨の降り方、短時間でこれだけの降水量になるというのは念頭になかったのではないかと。あれを切るとなった時に緑化の方は反対するだろうし、近所の方は流木が大丈夫か、橋に引っかからないかという不安があるのではないかと。そういう意味で専門家に一度見てもらって、アドバイスをいただけたほうが双方納得できるのではないかと。

◎ 市長回答 ◎

先日の九州地方の福岡県朝倉市であるとか、大分県日田市の事例でも今、ご指摘のように、流木が水を堰き止めてダムようになって余計に状況を悪化させてしまったというようなことがございました。

た。基本的には河川管理者であるそれぞれの河川の管理者におきましては、河川の沿岸に樹木は植えないというのがだいたい原則のように伺っております。空堀川につきましては、河川管理者は東京都になりますが、東京都のほうで積極的に樹木を植えたということではないようでございまして、ご指摘のとおり当然、どなたかが緑化を促進するというようなことで植えたのではないかなと考えております。

ご指摘の心配な点は私どももそのように考えているところでございますので、今後、東京都ともよく協議をしながら、最近の雨の降り方が非常に激しくなって、先だって当市でも1時間あたりで60mmぐらい降っていますし、昨年8月22日の台風9号では市内でも100カ所近く床上・床下浸水、道路冠水、それから多摩湖線の法面が崩壊するということがありました。あの時も空堀川は何とかギリギリで逸水までには至らなかったのですけれども、そういうことも今後、懸念されることから、障害物になるようなものについては適切に取り除いていただくことが必要ではないかなと思っておりますので、東京都にも相談させていただきながら、適切な管理に努めていただくようお願いしてまいりたい、このように考えております。

◎ 下水道課より ◎

一級河川である空堀川は東京都が管理していますが、管理管轄をしている北多摩北部建設事務所管内の河川では、1時間50ミリの降雨に対処するための整備が進められており、集中豪雨や台風時に氾濫による水害の恐れへの対策等に取り組まれていると認識しています。

また、東京都より河川区域内にある樹木の流下能力への影響を把握はしていませんが、植生管理については、東京都・都民・関係自然団体・関係自治体で構成する「柳瀬川・空堀川流域連絡会」によって、平成24年に策定された“柳瀬川・空堀川の草本・木本維持管理ルール～行政と市民による連携・協働～”により、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和及び生態系の創生・保護などに寄与する河川敷内の草本・木本の適切な維持管理に関する基本的なルールを示し、運用しているとの話を聞いています。

頂戴したご意見は真摯に受け止め、これまで以上に東京都や関係機関との相談等を行い、流域における浸水の軽減に努め、安心・安全なまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

◆近年のゲリラ豪雨に対する雨水対策について

(野口町 Tさん)

最近ゲリラ豪雨で、雨がところどころ、場所によっては60mm、70mmという被害状況があるということで、地下の雨水が道路計画、当初計画された昔の排水管というのは50mmになっている。そうすると、どこもかしこもマンホールを押し上げたとか、いろんなことで問題があろうかと。道路を整備すると同時に古い排水管の改修も必要になるのではないかな。いつどこで自分の地域があのような状況になるかわからないというのが実態だと思うので、市長はどのようにお考えか。

◎ 市長回答 ◎

ご指摘のとおり、最近ではゲリラ豪雨それから台風で、今回も台風5号が九州地方のほうに上陸しそうということで心配しております。ご案内のとおり、当市でも昨年80mm、先日は60mmと、ちょっと今まで東村山市では考えられないほどの雨量が降るような状況になってきています。

最終的に排水するのは雨水管というよりも、やはり河川になりますので、河川整備の進捗と併せて進めていかなければならないと考えておりますが、河川につきましてはこれまで東京都は基本的に、例えば空堀川は30mm対応ということで整備を進めてきているところですが、今、ご指摘のように30mmではちょっと足りない状況になって、今は50mmまで対応できるようにということで順次、下流域のほうから河川整備をするとともに、川に接続している雨水の管を広げる、そういう取り組みを順次しているところでございます。東村山エリアで東京都が管理をしている空堀川につきましては、残念ながらまだ30mmのままということなので、一日も早くこれを50mmまでもっていただくといいと思います。それから同じく河川で秋津町の柳瀬川、今年の台風では柳瀬川流域がかなりの被害を受けています。ここはちょうど都県境で、東京都が管理しているところと埼玉県が管理しているところが入り組んでおりまして、なかなか整備が思うように進んでないような状況がありますが、できるだけこちらにつきましても河川の整備を進めていただくようお願いをしていきたいと考えております。

あと、東村山市が管理している河川というか用水路につきましては、今年の台風、それからこのところのゲリラ豪雨でいつも被害が出るのは、廻田町・野口町・諏訪町を流れている前川であります。前川につきましては、厳密にいうと30mmの対応とまでも言えない状況がございますが、これから河川の幅を広げると言っても、最終的に流れ込む柳瀬川、その先の新河岸川のほうの河川改修が進まない、なかなかこちらだけでは何ともしようがないところがあります。ただ、手をこまねていることはできませんので、川の河川改修というか、今年の台風以降、浚渫をさせていただいたり、一時貯留施設等の整備ができないか検討をさせていただいています。ただ、あまり広い場所が流域にない。例えば、化成小学校の校庭等を活用して一時的に雨水の貯留ができないかどうか、そうした検討を今、進めたりしているところでございます。ただ、抜本的には先ほどもお話がありました東村山駅西口から東大和に向かって延びる3・4・9号線という都市計画道路、これが整備をされますと、この中にご指摘のように雨水管を埋設する予定になっておりまして、その場合に前川の雨水の一時貯留だとかということも合わせて検討することができるのではないかと考えておりますので、そういう意味ではやはり3・4・9号線の整備を着実に迅速に進めていくことが、前川の河川の氾濫を抑制する上でも重要なことではないかなと認識をいたしているところでございますので、今後、道路整備と都市計画道路整備と併せて、ご指摘のような雨水管整備をしていきたい。ただ、雨水管を入れても、流す川の整備が行われないとちょっと前に進まない部分があるということは、ご理解をいただければと考えております。

◎ 下水道課より ◎

当市の下水道事業については、局所的・短時間豪雨による被害が社会問題となっている昨今、貯留浸透施設の設置促進や、都市計画道路整備事業にあわせ、1時間当たり50ミリメートルの降雨に対応した公共下水道（雨水）整備として、車道両端に設置される集水柵に浸透機能を併せ持たせた浸透柵を設置し、流出抑制をかけた上で、公共下水道（雨水）管に接続することを進め、流域における浸水の軽減に努めています。

◆子育て等の支援からもれる市民への対応策について

(青葉町 1さん)

冒頭、市長が空堀川の事件の話がされたが、妊娠初期から支援をやっていると。最近になって市報を見るようになって、様々な支援や相談会をやっているんだなとすごく思っていた。ただ、こういう事件が起きるといのは基本的にこういう支援から漏れちゃう人がいるのかなと。そういう漏れちゃう人が相談しやすいような、今までないような、例えばスマホを使った相談とか、そういうようなのができたら良いと思う。そういう新しい発想の支援というか、もっと気楽な相談とか、そういう考えがあるかどうかをお聞きしたい。

◎ 市長回答 ◎

冒頭も申し上げましたけれども、今回こうした事件が市内で発生したということにつきましては、深刻に受け止めているところでございます。今、ご指摘いただいたように、子育て支援は最優先施策の一つでございまして、今は産んでからというよりもお産みになられる前、まず妊娠をされて妊娠がわかった時点で通常、市役所に母子健康手帳を取りに来られるわけなのですが、母子健康手帳を取りに来られる際には基本的に全員の方に専門職であります保健師及び助産師が面談をして、どういう健康状態なのか、あるいはどんな家庭環境なのかをだいたい把握をさせていただいて、ちょっとリスクが高い方につきましてはその後も電話等でその後の状況を確認して、出産、それからその後の生につながるような取り組みをしております。

恐らく今回のケースは、いろいろなご事情から母子健康手帳すらお取りになっていないで、密かにならずと妊娠をされていて、周辺にも相談をされるような方がいらっしやらなかったケースではないかというふうに想像をいたしております。望まれた妊娠なのか、望まれなかった妊娠なのか、その辺は全くわかりませんが、いずれにしてもそうした方々に対してどのようなアプローチをしていくのかということ、やはり我々行政としても今後考えていく必要があるかと。例えばの話、未成年の方であれ、学生さんとかで妊娠されて行政に相談に来るかというとなかなかハードルが高いのではないかなというのが率直なところでございます。今いろいろな相談機関はあるのですけれども、そうした方々にできるだけ寄り添っていけるような体制をどのようにつくれるか。具体的に今、スマホなどで相談ができるようなことを検討したらどうかということなので、提案を踏まえさせていただいて、より気軽に、もしそういう境遇になった方で親にも相談できない、友達にも相談できないような方に対して、相談ができるような体制や雰囲気づくりはやはり進めていきたいと考えておりますし、また、前段として小中学生、小学生ではちょっと早いかもしれませんが、中学生ぐらいからはきちんとした性に関して、あるいは妊娠や出産に関しての教育をやはりきちっと行っていく。やはり命の大切さということをしっかり学んでいただくようなことを、もう一度しっかり、教育所管とも連携しながら進めていければと考えております。

◎ 子育て支援課より ◎

子育て支援課では、母子健康手帳の交付時から妊婦さんとの関わりが始まりますが、助産師を配置し、妊娠に関する様々な相談に対応していることについて、周知方法の工夫が必要と考えています。

また、現在メールによる相談窓口の開設を検討しており、早期の実施を目指したいと思います。

◎ 指導室より ◎

各学校では、学習指導要領や児童・生徒の発達段階に即して、性教育にかかわる全体計画や年間指導計画を作成し、各教科等の学習を通して、計画的に性教育を実施しています。

妊娠や出産に関する正しい知識につきましては、小学校においては、理科や体育の保健領域の授業を通して、「動物の誕生」や「体の発育・発達」といった単元において学習しています。また、中学校においても、理科や保健体育科の授業を通して、「生命の連続性」や「心身の機能の発達と心の健康」といった単元において学習しています。

性に関することについて、児童・生徒から相談があった場合には、その状況に応じて、学校、本市教育委員会、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関等、関係機関が連携した相談体制を整えています。

◆救命救急センターについて

(恩多町 Sさん)

私は東村山に来てまだ3年半ぐらしか経っていないので状況がわかっていないが、前に住んでいたところでは、6市ぐらいの共同で救命救急センターというのがあった。これはどんな急病でも受け入れる専門で、命を救って、1週間から10日ぐらいで大きな病院へ（移動する）。救急専門なので長くは入院できないところで、長くても2週間。そういう施設があり、私もすぐにそこに行って助かった。6つの市が共同で経営しているので患者も多かった。そういうのがあってもいいのではないか。

◎ 市長回答 ◎

大切な命を守るのは医療施設、救命救急センターということでございます。

当市の場合は、お隣の小平市にあります公立昭和病院、これがこの北多摩北部エリアにあり、今までは武蔵村山市を含めて8市で運営をしていたのですが、武蔵村山市は利用者が少ないということで昨年度いっぱい組合から脱退されまして、今は小平市・清瀬市・東久留米市・西東京市・小金井市・東大和市・東村山市の7市で昭和病院を運営しております。ここは3次医療体制ということで、北多摩北部エリアの医療拠点になっていますので、ここが救命救急センターの機能を担っております。

あと、市は直接は関係しておりませんが、市内には多摩北部医療センターという東京都の法人の病院がございまして、こちらでも2次救急までの対応はとれるということになっておりますので、そういう意味では比較的、東村山市は救命救急に関しましては極端に不足をしているという状況ではないのかなと、そのように認識いたしております。

今後、更に高齢化の進展等で救命救急医療の必要性というのはますます高まると思われまますので、特に当市が構成市になっております昭和病院につきましては、他の自治体、そして病院当局とも連携を取りながら、更なる体制強化を図れるように努力をしてみたい、このように考えております。

◆自治会向けの集会所の建設について

(富士見町 Fさん)

自治会を代表して市長にぜひ聞いていただきたいというので来た。当自治会は41年前にできた分譲住宅地。当時、3年以内に家を建てなければいけないという条件で、だいたい20代後半から30代前半の人が一斉に買ったんじゃないかと思うが、ここにきて老人化が進んだ。組織率は95%ぐらいでこれは誇れるが、活動がなかなかできない状態。役員も80歳を超えてやっている人もいる。本当は80歳定年と決めているが、何もできないということがあって非常に困っている状況。特に公共施設で総会をやる、集会をやると言っても、富士見町の公民館に行くまで25~30分かかる人もいる。お気の毒で歩いて来られる方もいて、今でも80歳の方も来てくれた。そういうことを踏まえて要望だが、狭くて良いし、トイレがなくても良いし、10畳か20畳ぐらいの部屋を建てていただければ、何とか市の努力で集会所をお願いできないか。市民協働課の自治会調査の要望書に書いてあって回答をもらえることになっているので、そこで回答をもらえれば、ここでの回答はいらぬ。

◎ 市長回答 ◎

わかりました。

◎ 市民協働課より ◎

富士見町の該当地域を確認いたしましたが、現在、富士見町に集会所を建設する計画はありません。ご迷惑をおかけしますが、既存の集会所をご利用ください。

1、富士見集会所

富士見町2-9-12都営富士見町アパート3号棟1階

受付電話番号 398-1801

2、富士見第二集会所

富士見町1-7-35都営富士見町第二アパート1号棟2階

受付電話番号 393-8666

なお、自治会区域内に集会所を建設する場合には「東村山市自治会施設等補助金交付規則」もご利用できますのでご相談ください。

◆交通業者の安全運転について

(秋津町 Sさん)

市役所に入っているタクシーの件だが、運転が荒っぽいので注意していただきたい。本社にも言っているが全然なので、市からも言っていただきたい。

◎ 市長回答 ◎

承りましたので確認をして、もしSさんがおっしゃるような何か危険な運転行為があれば、ご注意をさせていただきます。

◎ 総務課より ◎

市役所駐車場に関してはタクシー待合所として専用のスペースを設けておらず、市民の方が直接タクシー会社に連絡をとり配車するか、または乗車して来庁するため、タクシー会社を把握することができません。

ただし、今後市庁舎警備員から危険な運転等の報告を受けたり、また、危険運転等を見かけた際には注意をするよう努めてまいります。

～みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち～ について

◆インターネット教育について

(本町 Nさん)

先日、インターネット業者など8社と共同して対策をたてていこうというニュースが出ていたと思うが、そのへんのネットリテラシー教育の部分で小学校や中学校とかの義務教育の部分でどのようにしていこうと考えているかを伺いたい。

◎ 市長回答 ◎

小中学校でもいわゆるコンピュータを使った教育というのは行われています。タブレット等を全ての学校の全ての生徒さんに配るといのはお金がかかるのでなかなかできていませんけれども、東村山市でも少しずつ学校現場で、ある学年のお子さんには班単位で授業に活用するというような状況を今、目指しながら充実を図っている状況です。当然、パソコンとかタブレット端末を使って授業で活かしていく場合には、一定のネットのリテラシー教育のようなかたちはされているのではないかと思います。私も残念ながらそこはちょっと詳しく承知をしておりませんが、教育現場でそういったものが使われていますし、いろいろなところでネットからの情報によって青少年が犯罪に巻き込まれるケースというのも増えていますので、そういうことについては学校だけではなく、地域の方が青少年対策地区委員会だとかそういったところでも一定のインフォメーションはいただいているところでございます。

今後、ご指摘を踏まえて、具体的にどんなリテラシー教育しているのか確認をして、より充実を図れればと思っております。

◎ 指導室より ◎

各学校では、児童・生徒の発達段階に応じて情報教育にかかわる年間指導計画を作成し、各教科等の学習を通して計画的に情報教育を実施しています。

児童・生徒が、課題や目的に応じてインターネットなどのメディアを適切に活用し、必要な情報を収集、発信できる能力や、情報モラルの大切さを知り、社会的なルールやマナーを理解した行動をとることができる態度を身に付けることができるよう指導しています。

◆多磨全生園における埋蔵文化財の調査について

(野口町 Aさん)

埋蔵文化財に興味があって、明日のテレビ番組でも下宅部遺跡の遺物が紹介されると思うが、人権の森、多磨全生園の堀の扱いについて、ふるさと歴史館のPDFのデータ上ではまだ青葉町4丁目では埋蔵文化財法の指定がなかったが、今後こういった展開を考えているか。

◎ 市長回答 ◎

昨年、多磨全生園の中で行われましたかつての堀の発掘調査は、かなりいろいろなことがわかったというようなことは伺っております。現状では国立の施設の中のものでして、国立ハンセン病資料館のほうで調査を進められていますので、今後、埋蔵文化財として何らかの指定等を考えていくとなれば、まずは資料館のほうから市の指定を受けたいとか、恐らくそういうことになってくるのではないかと考えておまして、今後、資料館と協議しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

まだ具体的には直接どうしたいというお話は聞いておりませんが、実は先日、多磨全生園の恒例の納涼盆踊りがあった時に、資料館の課長さんからは近日中に市役所にお邪魔して市長といろいろ話をさせてほしいという申し出がございましたので、これから何らかの話が出てくるのではないかと、そのように考えております。

◎ ふるさと歴史館より ◎

現在、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）として周知されるためには、東京都遺跡地図に記載されていなければなりません。データをそろえて手続きをすれば、全生園の堀と土塁・築山を含んだ範囲を遺跡とすることは可能です。

ただし、全生園の場合は、埋蔵文化財である堀・土塁・築山だけではなく、地上建造物や樹木等も文化財の対象となる可能性があるため、史跡として文化財指定することも視野に入れておく必要があるかと思われます。この場合は、所有者である国の担当省庁である厚生省の同意が必要となりますので、いずれにしても国立ハンセン病資料館と協議をしながら検討する必要があります。

【市長まとめ】

長時間にわたり、様々なご意見・ご要望をいただきまして、私のご回答でご納得いただけた部分もあれば、ちょっと不本意だという方もいらっしゃるかと思いますが、だいたい今、現状、市がどんなことを進めようとして、どんなことを課題として考えているのかということについては、おおよそご理解いただけたのではないかと思います。いただいたご意見については冒頭申し上げたように、私のほうからご回答はしましたが、持ち帰らせていただいて、担当する所管ともしっかり問題意識の共有を図って、今後、対策改善できる点についてぜひ検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどもご指摘がありましたけれども、近年、台風やゲリラ豪雨等で水害が本当に多発をいたしておひます。市としても今、土嚢を市内にだいたい1,700袋ほどご用意をさせていただいてひます。それから、ゴミの集積所だったところについてはご近所の隣接する方のご理解がいただければ、土嚢ステーションという形で、廻田町・野口町にとりあえずモデル的に3箇所ほど土嚢を置かせていただく場所を確保させていただいて、安全・安心のまちづくりに資するような取り組みをしているところでごひます。来週もしかすると直撃ではないかもしれませんが、また関東地方にも台風が近づく可能性があるので、十分お気をつけいただくとともに、もし何かあれば市役所、消防署のほうにご一報いただければと考えておひます。

結びになりますけれども、ご参加いただいた皆さまのご健勝・ご多幸をご祈念するとともに、司会を務めていただいたSさんに感謝を申し上げて、閉会のご挨拶に代えたいと思ひます。ありがとうございました。

市民と市長の対話集会
第112回
タウンミーティング記録集

発行 平成29年10月
東村山市 市民部 市民協働課
東京都東村山市本町1丁目2番地3
TEL 042(393)5111
内線 2564・2565